

## 城陽市都市計画マスタープラン改定等業務 企画提案仕様書

### 1 委託業務名

城陽市都市計画マスタープラン改定等業務

### 2 総則

本事業の履行に当たっては、本仕様書によるものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、城陽市と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、事業の遂行に当たらなければならない。

### 3 事業の趣旨・目的

本事業は、都市計画法第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針「城陽市都市計画マスタープラン」の改定と、都市再生特別措置法第81条に基づく「城陽市立地適正化計画」の新規策定を行うための業務を委託するものである。

なお、委託期間は令和6年度、7年度の2ヶ年とする。(印刷製本業務含む)

### 4 委託期間

契約日から令和8年3月31日

### 5 委託業務の概要（(1)・(2)に共通する内容は合わせて実施できるものとする。）

(1)「城陽市都市計画マスタープラン」の改定（本編・概要版）

#### 【令和6年度】

- ①作業準備、資料収集
- ②現行の城陽市都市計画マスタープランの検証と上位・関連計画、関連施策の整理
- ③まちづくりにおける課題整理、まちづくりの理念と都市計画の目標作成
- ④全体構想の作成（目指すべき都市像と実現のための主要課題、課題に対応する整備方針、実現化方策の検討等）

#### 【令和7年度】

- ⑤地域別構想の作成（あるべき市街地像・地域像、実現のための主要課題と整備対応方針、実現化方策の検討等）
- ⑥素案及びパブリックコメント用資料の作成
- ⑦本編及び概要版最終データとりまとめ、印刷製本

#### 【令和6年度・7年度共通】

- ⑧その他（京都府協議・城陽市都市計画審議会用資料の作成、その他適宜必要な打ち合わせ、分析、資料作成等の支援）

(2)「城陽市立地適正化計画」の新規策定(本編)

【令和6年度】

- ①作業準備、資料収集
- ②現行の城陽市都市計画マスタープランの検証と上位・関連計画、関連施策の整理
- ③まちづくりにおける課題整理、まちづくりの理念と都市計画の目標作成
- ④都市構造の現況分析と都市計画マスタープラン全体構想(目指すべき都市像と実現のための主要課題、課題に対応する整備方針、実現化方策の検討等)に沿った立地適正化に関する基本的な方針の検討
- ⑤市民意向調査(生活状況や拠点に関するニーズを把握し計画策定の参考とする)  
※対象:市民2,000人を想定  
※印刷・発送その他送付に係る業務、回答集計、分析、報告等  
※発送・返信に係る郵送料、封筒購入費等調査実施に必要な費用は本業務範囲内とする。

【令和7年度】

- ⑥居住誘導区域、都市機能誘導区域及び誘導施設の設定と、居住誘導施策、都市機能誘導施策、防災指針、目標指標・評価方法の検討と策定
- ⑦素案及びパブリックコメント用資料の作成
- ⑧本編最終データとりまとめ、印刷製本

【令和6年度・7年度共通】

- ⑨その他(京都府協議・城陽市都市計画審議会用資料の作成、その他適宜必要な打ち合わせ、分析、資料作成等の支援)

6 成果品

本事業により製作された以下のものについては、成果物として城陽市へ提出すること。ただし、用紙、様式等の詳細な仕様については本市と協議の上、定めるものとする。なお、成果品納入に際しては十分な社内検査を行い、履行期限までに監督職員の事前検収を受けること。

- (1)「城陽市都市計画マスタープラン」本編 (フルカラー200部)
- (2)「城陽市都市計画マスタープラン」概要版(フルカラー250部)
- (3)「城陽市立地適正化計画」本編 (フルカラー200部)
- (4)「城陽市都市計画マスタープラン」パブリックコメント用資料(本編素案)
- (5)「城陽市立地適正化計画」パブリックコメント用資料(本編素案)
- (6)業務報告書(2部)
- (7)その他城陽市と受託者が合意のうえ成果品として提出するもの(必要に応じた数量)
- (8)(1)～(7)の電子データ(Word等の加工できるデータ及びPDFをCD-Rに格納)

## 7 完了

- (1) 本事業は成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。なお、検査合格後であっても、受注者の過失及び粗漏による不良箇所が発見された場合は、受注者の負担により速やかにこれを訂正する。
- (2) 本業務は「5 委託業務の概要」に即して実施するものとし、令和6年度末に中間検査、令和7年度の業務期間内に完了検査を行い、委託料の支払いは各年度予算額の範囲内で行うものとする。

## 8 その他

- (1) 本事業を履行するための個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」の規定を順守すること。
- (2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注及び変更時は契約後、完了時は業務完了後から土曜日・日曜日・祝日を除き、10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録後は「登録内容確認書」を登録機関からダウンロードし、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (4) 受託者は、自ら製作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」と言う。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (7) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。